

新潟県立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

新潟県教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨、現状	1
2. 計画の期間	5
3. 目標	5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	6
5. 関連する取組、今後のフォローアップ	12
【参考資料】	
学校と教師の業務の3分類	14

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

学校における教育職員の働き方改革は、新潟県教育振興基本計画の基本理念である「一人一人を伸ばす教育」を具現化するための基盤であり、教育職員一人一人が児童生徒とじっくり向き合い、心を通わせた教育活動を推進するためには、教育職員の業務負担を軽減し、健康な心身でやりがいをもてるような職場環境の整備が必要である。また、令和6年8月の中央教育審議会答申^{※1}においても、『一般の教師を取り巻く環境整備の最終的な目的は、学校教育の質の向上を通じた、「全ての子供たちへのよりよい教育の実現」である。』とされている。

県教育委員会では、これまで、令和元年に「県立学校における教員の勤務時間の上限に関する方針」（以下「上限方針」という）を策定するとともに、上限方針を踏まえた具体的な取組を推進するため、令和2年に「働き方改革推進プラン」を定め、県立学校における業務の見直しや効率化に取り組み、教育職員の働き方改革を推進してきた。

このたび、令和7年6月に公布された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」に基づく国の指針^{※2}により、「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定する。計画の策定にあたっては、上限方針等に基づくこれまでの取組の成果と課題を踏まえて作成するものとする。

本計画に基づき、業務の適切な管理と健康確保のための具体的措置を講じ、働き方改革を一層推進することにより、教育職員が健全な心身を保持しつつ、意欲的に教育活動に取り組める環境を整え、もって児童生徒の学びの質を高め、教育の充実を図る。

※1 『「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）』（令和6年8月27日 中央教育審議会）

※2 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和7年9月25日 文部科学省）

(2) 本県の現状

県教育委員会のこれまでの取組

○ 上限方針に基づく取組

県教育委員会では、文部科学省の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を受けて、令和元年12月に、新潟県独自の上限方針を策定した。この方針は、勤務時間の適正な管理や業務の見直しを行い、教育職員の時間外在校等時間を削減するため、県教育委員会及び各学校がそれぞれ進める取組の方向

性と具体等を示したものである。これにより、勤務時間に対する教育職員の意識改革を進めるとともに、業務の削減や効率化、登退庁時刻の見直し、教育課程の見直しなどに取り組んできた。

○ 働き方改革推進プランの実施

上限方針を踏まえた具体的な取組を推進するため、県教育委員会は令和2年4月に「働き方改革推進プラン」を定め、勤務時間の適正管理、業務内容の整理やICTツールの活用による事務の効率化、会議や書類作業の合理化など、教育職員の業務負担を軽減するなどの取組を、毎年度見直しながら実施している。

県立学校における教育職員の勤務実態

県教育委員会では、上限方針に基づき、令和元年度に「タイムカードシステム」を導入して出退勤の時刻を記録し、同システムで作成する出退校簿を用いて在校等時間の把握を行ってきた。

教育職員の時間外在校等時間[※]の状況について、令和元年度と5年後の令和6年度を比較して分析した。

※ 本計画における「時間外在校等時間」は、上限方針の「時間外の勤務時間」のこと。

○ 1か月時間外在校等時間が45時間超の教育職員の割合

【月別の状況】

- ・ 1か月時間外在校等時間が45時間超の教育職員の割合について、月別の状況を見ると、県立高等学校・中等教育学校、県立特別支援学校ともに、ほぼすべての月において減少していることから、一定の時期に発生する業務だけでなく、年間を通じて業務全体の削減が進められてきたと考えられる。
- ・ ただし、年度初めの4月、部活動の大会と定期考査がある5月～6月、部活動の大会や対外試合が多くなる7月、秋季大会を迎える9月～10月が繁忙期となり、それにともない月45時間を超えて勤務する教育職員の割合が高まる傾向は、令和元年度と令和6年度で変わらない。
- ・ なお、令和元年度の3月における月45時間を超えて勤務する教育職員の割合が低いのは、新型コロナウイルス感染症の発生により国の緊急事態宣言が発出され、生徒の登校が制限される等の対応が取られたことによるものである。

〔月別の時間外在校等時間が45時間超の教育職員の割合〕

(高等学校・中等教育学校)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
R元年度	43.2%	46.2%	42.3%	43.5%	7.6%	36.1%	40.6%	32.6%	22.6%	30.0%	16.6%	6.4%	30.6%
R6年度	31.5%	34.9%	28.9%	32.2%	12.9%	24.6%	31.7%	23.9%	16.2%	18.0%	8.6%	17.1%	23.4%

(特別支援学校)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
R元年度	10.5%	11.2%	10.3%	6.2%	0.3%	7.8%	9.6%	5.1%	2.2%	4.0%	4.9%	2.3%	6.2%
R6年度	11.1%	11.1%	7.4%	4.5%	0.2%	4.9%	7.9%	4.7%	1.0%	1.7%	2.8%	4.7%	5.2%

【職位別の状況】

- ・ 職位別の1か月時間外在校等時間が45時間超の教育職員の割合は、県立高等学校・中等教育学校全体で令和元年度の30.6%から令和6年度には23.4%へと7.2ポイント減少し、県立特別支援学校全体で令和元年度の6.2%から令和6年度の5.2%へと1.0ポイント減少した。また、すべての職位において時間外在校等時間が月45時間を超えて勤務する教育職員の割合が減少した。

〔職位別の1か月時間外在校等時間が45時間超の教育職員の割合〕

	高等学校・中等教育学校			特別支援学校		
	R元年度	R6年度	差	R元年度	R6年度	差
校長	18.6%	5.5%	△13.1	8.3%	7.9%	△0.4
副校長・教頭	76.1%	55.8%	△20.3	37.9%	26.3%	△11.6
教諭	30.8%	24.2%	△6.6	6.5%	3.5%	△3.0
養護教諭	6.3%	3.6%	△2.7	6.5%	0.9%	△5.6
栄養教諭	-	-	-	1.9%	0.0%	△1.9
実習助手	17.7%	13.0%	△4.7	0.0%	0.0%	0.0
全体	30.6%	23.4%	△7.2	6.2%	5.2%	△1.0

○ 1か月時間外在校等時間が80時間超の教育職員の割合

- ・ 時間外在校等時間が過労死や健康障害の危険性が高まる月80時間超の教育職員の割合は、県立高等学校・中等教育学校で令和元年度の6.9%から令和6年度の2.0%へと4.9ポイント減少しているものの、上限方針で目指す「ゼロ」とすることを達成できていない。

〔1か月時間外在校等時間が80時間超の教育職員の割合（全体）〕

高等学校・中等教育学校			特別支援学校		
R元年度	R6年度	差	R元年度	R6年度	差
6.9%	2.0%	△4.9	0.2%	0.2%	0.0

○ 1年間における教育職員の1か月時間外在校等時間の平均時間

- ・ 1年間における教育職員の1か月時間外在校等時間の平均時間（県立高等学校・中等教育学校）は、令和元年度から令和6年度までの間で大きな変化は見られない一方、1か月時間外在校等時間が45時間超の教育職員の割合が減っていることから、業務の削減や効率化が一定程度進んだものと考えられる。

〔1年間における教育職員の1か月時間外在校等時間の平均時間〕

(高等学校・中等教育学校)

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
31h 55m	30h 41m	32h 57m	33h 40m	32h 34m	31h 21m

現状と課題

- 上限方針を策定した令和元年度以来、時間外在校等時間が月 45 時間を超えて勤務する教育職員の割合が減少していることなどから、上限方針に基づく業務削減や平準化の取組に一定の効果があったと言える。
- しかしながら、依然として時間外在校等時間が月 45 時間を超えて勤務する教育職員が一定数いるだけでなく、過労死や健康障害の危険性が高まる月 80 時間を超えて勤務する教育職員もいる状況であり、時間外在校等時間の更なる縮減に向けて以下の課題がある。

・ 勤務時間に対する意識

上限方針に基づいた業務削減や効率化の取組による働き方改革は進んできたが、教育職員の勤務時間外の勤務に対する手当の支給がないことから、勤務時間に対する意識が高いとは言えない。限られた時間の中で業務を遂行する意識を更に高める必要がある。また、教育職員の家庭生活の充実などを重視したワーク・ライフ・バランスを浸透させる県教育委員会の取組の更なる充実が必要である。

・ 業務量の増加

不登校児童生徒やいじめ事案などの対応が複雑化・多様化しており、これまで以上に業務量が増加しており、その対応が勤務時間外に及ぶことも多い。

・ 業務の偏り

県立高等学校・中等教育学校で、令和6年度の1か月時間外在校等時間が45時間を超えて勤務する教諭の割合が2割を超えているなど、一部の教育職員の長時間勤務が常態化している。

また、副校長・教頭では、1か月時間外在校等時間が45時間を超えて勤務する者の割合が特に高く、学校全体で業務の平準化を進める必要がある。

さらに、1か月時間外在校等時間が80時間を超えて勤務する者のうち、8割以上の者が部活動指導を理由としていることから、部活動顧問の時間外在校等時間を削減するための対策が必要である。

〔1か月時間外在校等時間が80時間超の主な理由（複数回答）〕

部活動指導	83.0%
学習指導（授業準備・採点・成績処理 等）	36.3%
学校行事	2.2%
その他（校務分掌・担任業務・事務業務 等）	34.7%

- こうした課題に対し、勤務時間の管理徹底を図り、更なる業務の見直しや効率化、部活動の適正化などを進めるとともに、外部人材やデジタル技術の活用、教育職員の働き方改革についての県民への周知と理解促進に努め、教育の質向上のため、教育職員の業務に必要な時間的余裕を創出することが必要である。

2. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

3. 目標

本計画期間において達成を目指す目標は以下のとおり。

※（ ）は令和6年度の数値

（1）教育職員の時間外在校等時間に関する目標

- 1か月時間外在校等時間が45時間超の割合を、県立高等学校及び中等教育学校で6.7%以下（23.4%）、県立特別支援学校で1.5%以下（5.2%）にする。

【参考】・新潟県教育振興基本計画では、1か月時間外在校等時間が45時間超の割合を、高等学校及び中等教育学校で令和11年度に6.7%、特別支援学校で1.5%とし、令和15年度に全校種で0%とすることを目標としている。

- 1年間における1か月時間外在校等時間の平均を30時間以下にする。

（県立高等学校及び中等教育学校で31時間21分）

【参考】・文部科学省は、令和4年度に実施した教員勤務実態調査の結果から「1か月時間外在校等時間が45時間となる水準を超えていた者が全て45時間相当となった時を想定して試算した場合、教育職員一人当たりの1か月時間外在校等時間の平均が30時間程度となる」としている。

（2）教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- 1年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。（13.8日）
- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる。（12.8%）
- ストレスチェックにおいて「働きがいのある仕事だ」と回答する者の割合を90%以上にする。（85.6%）

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

県教育委員会では本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

※各取組の主体を明確にするため、項目ごとに下記の記号を付記。

- ・県教育委員会が取り組むこと →【委】
- ・学校が取り組むこと →【学】

(1) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

◆ 学校徴収金の徴収・管理（「3分類」③関係）

- 教材の購入や修学旅行費の支払いなどについては、保護者が事業者に直接支払うことにより、教師の会計業務を削減する。【学】
- 学校徴収金のうち、公会計の対象となりうるものについては、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の検討を行う。【委】
- 公会計化が困難な学校徴収金の管理に当たっては、統合型校務支援システムの学校徴収金管理システムを活用することにより効率化を図る。【委・学】
- 学校徴収金の徴収・管理にあたっては、事務職員や業務支援スタッフと協働又は分担して業務を行う。【委・学】

◆ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- 学校における対応が困難な事案への対応のため、スクールロイヤー等の専門家を活用する。【委・学】

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆ 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- 教師の専門性に深くかかわるものを除き、事務職員や業務支援スタッフも分担して行うことで負担軽減を図る。【委・学】
- 県教育委員会が学校に回答を依頼する調査や、児童生徒や保護者等へ周知を依頼する文書等の量を縮減して効率化を図る。【委】
- 調査等の実施にあたっては、オンラインのアンケートフォームや統合型校務支援システムなどのデジタル技術を活用して効率化を図る。【委・学】

◆ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理に関する業務を、民間事業者など教師以外が行うことにより負担軽減を図る。【委】

◆ 部活動（「3分類」⑬関係）

- 部活動指導員や外部指導者の配置拡充を進める。【委】
- 部活動顧問が他校の生徒を指導できるようにし、近隣の学校の顧問が分担して生徒を指導できるようにする。【委】

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆ 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- 探究学習など、企業や外部機関等との連携を必要とする授業の実施にあたっては、民間事業者への委託等により負担軽減を図る。【委・学】
- 教材の印刷等の業務について、業務支援スタッフ等の活用により負担軽減を図る。【委・学】
- クラウドサービスやデジタル採点システム、統合型校務支援システム等を活用し、授業準備や採点作業、成績処理等に係る事務負担を軽減する。【委・学】

◆ 学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）

- それぞれの学校行事の教育的な意義や価値を踏まえて、内容や運営方法等の見直しを進める。【学】

◆ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- 児童生徒の課題の状況に応じ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員や介助員、日本語指導員等の専門的な知見や支援を活用し、教師と専門人材が連携・協働した支援体制を構築する。【委・学】

（2）上限方針を踏まえた業務の見直し

本計画は、上限方針に基づいたこれまでの取組の成果と課題を踏まえて策定することから、引き続き、上限方針で示す以下の取組により業務の見直しを進める。

◆ 部活動指導の適正化

○ 部活動の数の見直し

生徒数が減少しているにもかかわらず、部活動数が減少していない学校が多く、部の活動そのものに支障が生じていることに加え、教育職員の負担増になっていることから、学校規模に応じた部の数に見直す。【学】

○ 「新潟県部活動の在り方に係る方針」の遵守

部活動の日数、時間については、生徒のバランスのとれた健全な成長を確保するために策定した「新潟県部活動の在り方に係る方針」を遵守する。【学】

○ 複数の顧問制などによる部活動業務の分担

「新潟県部活動の在り方に係る方針」に示した基準を守っても部活動顧問の負担が大きい場合には、複数の顧問で分担して指導するなど、1人の顧問に業務が偏ることがないように業務分担を見直す。また、外部人材の活用により教育職員の部活動業務の負担軽減を図る。【学】

○ 週休日等に参加する大会・試合の精選

週休日等で開催される大会・試合への参加については、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないよう、参加する大会・試合を精選する。【学】

○ 高体連・高文連・高野連・中体連・各競技団体等への連携・協力・要請

高等学校体育連盟、高等学校文化連盟、高等学校野球連盟、中学校体育連盟、各競技団体・連盟等に大会やコンクール等の削減や運営等の見直しを要請する。

高等学校体育連盟、高等学校文化連盟、高等学校野球連盟、中学校体育連盟、各競技団体・連盟等に係る業務について、教育職員が行うべき業務か、外部人材等が活用できないか、検討を要請する。【委】

○ 生徒・保護者への理解の促進

「新潟県部活動の在り方に係る方針」の遵守や、教育職員の負担軽減などの重要性について、生徒や保護者の理解を深める取組を行う。【委・学】

◆ 業務の削減・簡素化・効率化

限られた時間の中で必要な教育活動を行うために、業務の削減・簡素化・効率化を図る。

○ 学校業務の再整理

補習、登下校指導など、勤務時間外に行っている業務も含め、「やめる」「変える」「減らす」の観点から整理し、業務の削減を進める。【学】

○ 諸会議の開催回数や所要時間の見直し

関係資料の事前送付や、文書の共有フォルダでの共有化により、会議の開催回数や所要時間の削減を進める。【学】

○ 校務分掌などの業務の平準化

校務分掌業務の負担が一部の教育職員にかかりすぎないように、担当教育職員間での平準化を進める。【学】

○ 書類や教材等の共有化の推進

過去の業務に関する書類や教材等のデータ等の保存方法を見直し、教育職員間でのデータの共有を進め、業務の効率化を図る。【委・学】

○ 定時退庁を促す取組

チャイムの活用などにより、教育職員に勤務時間の終了を知らせ、定時退庁に対する意識の徹底を図る。【学】

○ **学校行事の見直しの推進**

これまで行ってきた学校行事や学年単位の行事等の内容の簡素化、日数の削減等を進める。【学】

◆ **登退庁時刻の見直し・学校閉庁日等の設定**

登退庁時刻の見直しを行い、勤務時間外に在庁する時間の短縮を図る。

○ **登退庁時刻の見直し**

登庁は7時30分以降、退庁は18時30分までを目安とする。【学】

○ **学校閉庁日の設定**

学校閉庁日を、夏季休業中の平日に5日以上その他、年間をとおして週休日・祝日に12日以上設定する。【学】

○ **定時退庁日の設定**

各学校で退庁時刻を定め、毎月、定時退庁日を設定する。【学】

○ **週休日・祝日の登庁の禁止**

週休日・祝日は、事前に校長の許可を得た場合を除き、原則、登庁を禁止する。【学】

◆ **全日制課程における適正な教育課程の実施**

学習指導要領が求める主体的・対話的で深い学びを実施するには、授業準備にかかる時間と、生徒一人一人が課題を設定し自ら学ぶ時間の確保が必要であるため、引き続き、全日制課程では1日の授業は6限までとする。【学】

(3) 学校における措置の推進

◆ **デジタル技術の活用による業務の削減や効率化**

○ 会議資料のペーパーレス化やクラウドサービスを活用した資料の共有、統合型校務支援システムを活用した児童生徒の成績管理等により、業務の削減や効率化を進める。【学】

○ 保護者への文書配付については、メール配信などを活用し、業務の効率化を図る。【学】

○ 県教育委員会が行う各種研修や会議の内容を精査した上で、集合型、オンライン、オンデマンドの実施方法を検討し、移動に伴う負担軽減を図る。【委】

◆ **勤務時間外における保護者等への対応**

○ 勤務時間外に自動で応答する留守番電話や録音の機能を、すべての学校に導入する。【委】

◆ 校内清掃

- 校内清掃の実施回数や範囲の合理化を図るとともに、輪番等による負担軽減を図る。【学】

◆ P T Aや後援会等の団体の活動への対応

- P T Aや後援会等の団体の活動や実施にあたっては、会議や行事の準備や運営、会計業務など、教師と保護者及び団体の役員等との業務分担を見直し、教師以外が業務に積極的に参画することで負担軽減を図る。【学】
- P T Aや後援会等の団体の活動の精選や内容・運営方法等の見直しとともに、P T Aだよりなどのペーパーレス化や発行回数の縮減などにより負担軽減を図る。【学】

(4) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、公立学校共済組合新潟支部と連携し、以下の取組を行う。

〔健康診断等の実施〕 【委】

- ◆ 健康の保持・増進やがん等の疾病の予防、早期発見及び早期治療のため、定期健康診断の受診を徹底するとともに、人間ドック及びがん検診の利用を促進する。
- ◆ 生活習慣病の発症及び重症化予防のため、特定健康診査及び特定保健指導の受診を促進する。

〔長時間勤務者の医師面談〕 【学】

- ◆ 時間外・休日労働時間が月 80 時間を超えた教育職員及び2か月から6か月の平均で 80 時間を超えた教育職員、その他長時間の時間外・休日労働等により健康への影響が懸念される教育職員のうち、医師による面接指導を希望する者又は学校管理医等から面接指導実施の指示があった者について、医師による面接指導を実施する。
- ◆ 長時間の時間外・休日勤務等により健康への影響が懸念される教育職員については、校長が面談により教育職員の健康状態を把握するとともに、教育職員自身の健康状態を振り返る機会として、医師による面接指導を受けるよう促す。

〔メンタルヘルス対策〕

- ◆ 教育職員のメンタルヘルス対策については、メンタル不調を未然に防止する「一次予防」、メンタル不調を早期に発見し適切な措置を行う「二次予防」及びメンタル不調となった教育職員の職場復帰や再発防止を支援する「三次予防」が円滑に行われる必要があることから、次に掲げる具体的な取組を実施する。

- **一次予防（心の健康の保持増進とメンタルヘルス不調の未然防止）【委】**
 - ・ 教育職員が自ら心の健康管理を行うことができるよう、年1回のストレスチェックを実施するとともに、ストレス対処法等のセルフケアの知識及び技術の習得を目的とした研修会を開催する。
 - ・ 特に若手の教育職員のメンタルヘルス対策として、新採用教育職員に対し、全員受講のメンタルヘルス講座を実施する。また、20代から30代の教育職員を対象としたセミナーについては、多くの教育職員が受講できるよう、開催時期、方法及び内容等について検討する。
 - ・ ストレスチェック実施後、毎年、管理職を対象に、ストレスチェックの集団分析の活用方法に係る研修を実施し、職場環境の改善を推進する。

- **二次予防（メンタルヘルス不調の早期発見及び早期対応）【委】**
 - ・ コミュニケーションスキルや相談対応などラインケアに関する知識及び技術の習得を目的とした研修会を、中堅教育職員及び管理職を対象に実施する。また、受容、傾聴及び共感等のカウンセリング技法を身に付けるための研修会を実施する。
 - ・ 精神科医、臨床心理士及び保健師等による面談を実施し、本人又は管理職からの相談に対応する。
 - ・ 相談窓口として、本人又は管理職が臨床心理士と対面又はWebにより面接相談ができる「心の健康相談窓口」を、上越・中越・下越に設置する。
 - ・ 産業カウンセラーが地域振興局や各学校に出向き、本人又は管理職からの相談に対応する「こころの健康相談員訪問事業」を実施する。
 - ・ 既存の相談窓口の利用促進を図るため、更なる周知を図るとともに、より相談しやすい体制となるよう検討する。

- **三次予防（職場復帰支援及び再発防止）**
 - ・ 管理職は、必要に応じて、対象教育職員の同意を得た上で主治医と面談し、療養状況等に関する情報提供及び職場の支援体制について助言を得る。
【学】
 - ・ 長期病休等から復帰予定の教育職員の状況について管理職から聞き取りを行う。また、管理職からの申し出により、管理職と教育職員が行う面談や主治医との連絡時に同席する等の支援を実施する。【委】
 - ・ 管理職が試し出勤の実施や職場復帰支援プランの作成を行うに当たり必要がある場合は、精神科医や臨床心理士から職場復帰や復帰後の留意点等の助言を得るための支援を行う。また、本人の希望及び主治医の同意がある場合には、臨床心理士等による復帰予定者のカウンセリングを実施する。【委】
 - ・ 精神科医が必要と判断した場合には、主治医の協力を得て対象教育職員の病状や就業上の配慮等に関する情報を聞き取り、学校における支援に活用する。【学】

- ・ 精神科医、臨床心理士及び保健師等をメンバーとして毎月実施している「メンタルヘルス検討会」において、心の健康づくりの推進や休職者等への支援に関する事項について検討を行う。【委】

5. 関連する取組、今後のフォローアップ

◆ 教育職員の働き方改革に関する保護者・県民の理解促進

- 保護者・県民に対し、ホームページの活用等により、教育職員の働き方改革の重要性や方向性について情報提供を行い、教育職員の働き方改革に対する理解が深まるよう努める。

◆ 知事部局等との連携

- 本計画における措置の実施及び推進を図るに当たり、知事部局や関係機関と連携して取り組む。

◆ 目標達成状況の把握と公表及び報告

- 目標の達成状況については、県立学校で導入している出退勤管理システム（タイムカード）やストレスチェックの結果から客観的に把握する。
- 本計画に基づく取組を着実に実行するため、把握した状況を、毎年度、県教育委員会のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

◆ 県教育委員会のフォローアップ

- 本計画の見直し
 - ・ 県教育委員会は、本計画を実効性のあるものとするため、把握した目標達成状況をもとに適宜見直しを行う。
- 学校への支援、指導等
 - ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校に本計画の周知を行う。
 - ・ 県教育委員会は、各学校における働き方改革の取組状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該校に聴取や指導等を実施する。
特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、速やかに状況が改善されることを目指し、当該校に対する個別の支援や指導を実施する。

- ・ 学校運営においては、教育職員の働き方に関する観点が重要であることから、学校運営方針に、優先すべき業務をはじめ、学校の組織や在校等時間の管理、健康管理等のマネジメントの方針を示し、これに基づき学校自己評価を行うよう、校長を指導する。
 - ・ 学校における業務改善には、管理職のマネジメント能力の向上が不可欠であり、時間管理、健康管理などの内容を盛り込んだ研修を実施し、管理職のマネジメント力を強化する。
- 教育職員の評価
- 県教育委員会は、校長をはじめとする教育職員の評価についても働き方改革の観点を位置づける。

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、サービス監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進